

4 第43潜水艦

(1) 事故発生日月日、場所

大正13. 8. 19 佐世保港外伏瀬灯台南方

(2) 事故の概要

第43潜水艦は、大正13. 8. 19佐世保鎮守府第1回基本演習に参加し、0700錨地発、0727指定配備点につき、じ後敵軍輸送船襲撃の目的をもって潜航中、0853伏瀬灯台の東南東2.7マイル、水深21尋の地点において軍艦「竜田」と衝突して沈没し、乗員46名は艦と運命を共にし殉戦するに至った。

(3) 演習の構成

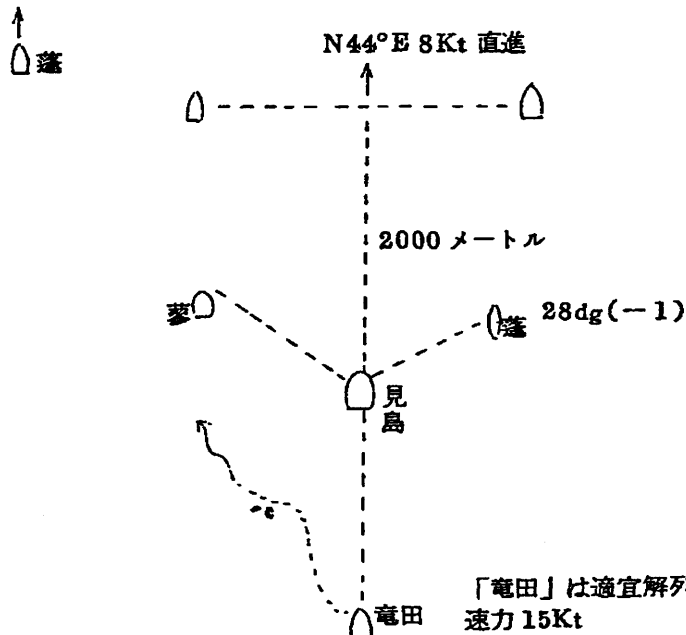
甲軍：佐世保防備隊、第22潜水隊（41. 42. 43潜水艦）飛行機

乙軍：「竜田」「見島」（輸送船2隻に仮想）、第28駆逐隊（1隻欠）、第29駆逐隊（4隻欠）、飛行機

乙軍は飛行機をもって軍港に対し攻撃を加えるとともに、陸兵輸送隊を援護して相の浦方面に揚陸する計画であり、甲軍はこれを阻止する目的をもって行動した。

(4) 衝突に至るまでの「竜田」の経過

乙軍は0800行動を開始し、相の浦湾に向け警戒航行を起した。0805飛行機から「敵潜水艦黒島南西方を南下中」との報に接し、輸送船隊掩護の目的をもって「竜田」は0829北に突針じ後蛇行運動を行なうとともに増速し、0846戦闘速力15Ktとした。2軍警戒航行序列次のおり。



見張警戒に関しては2直哨戒をもって当っていたが、0846総員戦闘配置につけ、一層見張を嚴重にした。

0850北に定針、0852北東に変針の目的をもって面舵を令し舵を中央に戻した瞬間、突如として左前方約8点距離およそ60メートルに潜望鏡を発見した。潜望鏡は「竜田」の針路に直角に進みつつあるように見えたので、直ちに「面舵一杯」「両舷停止」を命じたものの回避意のごとくならず、48潜水艦は「竜田」の左舷2番連管後方に衝突し、その後「竜田」の右舷に交角80度で出た後、艦首を少し海面に現わしつつ沈没した。「竜田」における衝動はきわめて軽微で、ビルヂキールの塗料をはく脱したほか被害はなかった。当日の海上模様は、風力2、長とうはなかったが海上小波がある程度であった。

5) 43潜水艦における状況

衝突沈没後潜水夫による調査の結果は次のとおり。

艦は5度左に傾き着底している。損害は意外に大きく潜望鏡は折れて穴があき、司令塔の取付部にも割れ目があった。司令塔を叩いても応答がないので司令塔およびその下の発令所にも浸水している事が推定された。

1304多量の空気が艦の全長にわたって吹き出したので、一時浮上するのではないかと思われたが、これは兵員室のハッチが吹き上げられ艦内の空気が噴出したものと思われる。1530発射管室および電動機室に応答があり、前後部2箇所生存者のある事が判明したので直ちに空気の取り付けに着手したところ潮流のため難かしく、けい流を待たねばならなかった。沈没と同時に浮上した救難浮標の電話により艦内との連絡を試みたが通せず、1610頃ようやく連絡がとれた。これは後部の電動機室のもので、前部救難浮標は兵員室の上であり、前部の生存者はその前方の発射管室に居たのでついに浮上の機会なく、前部生存者の消息については知るすべがなかった。

6) 艦内乗員の死に至るまでの状況

本沈没事故は、沈没から乗員の死に至るまで艦内との連絡が保たれ、逐一その状況がわかった唯一の例である。以下その大要を記す。艦内では後部に避難した小川機関大尉、穴見機関兵曹長が、水上では原田潜水隊司令、高塚41潜水艦長、上田潜水隊機関長がこもこも交話に当った。

1620艦内から

「衝突した模様なので発令所に様子を聞いたところ、応答がないので電動機を停止した。機械室の者は衝突の音聞いて電動機室に退去した。2次電池の爆発と思われる音聞いて艦内は暗くなり、艦は左に50度位傾斜して海水はどンドン浸入してきた。できるだけ早く引き揚げの手段を講じて欲しい。」

この連絡から推定するに、発令所の艦長以下は衝突と同時に「メンタンクブロー」の号令を下す暇もなく死亡し、その時から後部と発令所との連絡は絶たれたらしい。

1627「呼吸が苦しくなって山に登ったようです。」

呼吸が次第に苦しくなり、苦しい呼吸の音が受話機を通じてありありと聞こえた。

1645「空気清浄器が6個ありますから8人1個の割合で分配し、交互にこれを吸っている。演習前買ってもらった懐中電灯も段々暗くなり電動機にも浸水した。」

HP『海軍砲術学校』公開史料

— 12 —

1755「浮ドックがあればこれで浅瀬の方にひいてもらいたい。メンタンクブローの用意はしてあるが発令所の元弁が開いていないのでこれを開いて下さい。

電動機の直後に気蓄器のあるヘルショー室があり電動機室の浸水がひどければこの方に避退するのが安全と思いその状況を尋ねたところ、小川機関大尉は自から電話につき苦しそうに

「小川機関大尉から司令へ」

「兵員は静かによく命を奉じて努力しています。静かに泰然として各自配置についておりますから、司令から御上によくわかるようくれぐれもお願いいたします。今足が海水に浸っていて暗い中で働いておりますから、少しでも早く救助の処置をとって下さい。空気が悪くなって呼吸が大分苦しくなりましたが、電動機室は暖かく電話があるからここにいます。

1840「今日中に揚がる見込みがありますか。今何時頃ですか。」「今上ではどういう作業をやっていますか。」

それに対して、

「救難弁に空気管を取り付けるよう潜水夫が入っていた。」

と伝えたところ

「呼吸が苦しいので今気蓄器の空気をじりじり出している。」と言うので

「それでは気圧が上がるから止めた方がよろしい。」と伝えたところ、突に素直に

「それではやめます。」と言って止めた。その頃室内天井をしきりに叩く音がしたが、これは空気を取りつける場所を潜水夫に知らせるためであった。

それから「1人倒れた。2人倒れた。」と報告があり残り少なくなった様子であったが、

1930「天皇陛下万歳」を三唱するのが聞えた。

2010小川機関大尉は苦しい息ではあるがきわめて明瞭に

「一身上に関しては何も言うことなし。既に決心しているから皆様願わくは国家のため最善の努力を頼む。」と伝言があった。

2030「ただ天命を俟つ」

2045「早く早く」

という声を最後に上下の連絡はと絶えた。

(7) 査問委員会の報告

本沈没事故の査問のため委員会が組織され、沈没の原因および責任の所在等が究明された。以下報告の概要を記す。

ア 沈没の状況

「竜田」から見たところによれば、第43潜水艦の潜望鏡は発見の時から衝突に至るまで連続1～2フィート露頂しており、浮沈に大なる変化はなかった。43潜水艦の操艦諸装置の調査の結果は次のとおり。

(ア) 前部潜望鏡は一杯「上昇」の位置にあり、右19度施回す。

(イ) 後部潜望鏡は一杯「下降」の位置。

(ウ) 潜舵「下げ舵3度」「横舵上げ舵1度」

(エ) 縦舵「取り舵一杯」

㈣) 速力指示標「原速」

また穴見機関兵曹長の遺書の一節に

「0845 発令所に大なる衝撃あり。その前深度 50 呎の報あり。」と。

前記潜望鏡等の状態およびその当時の両軍の対勢等から第 48 潜水艦の行動を判定すると、

- 48 潜水艦長は 0852 以前すなわち「竜田」の針路北の時「竜田」を視認して、「竜田」がそのまま直進すれば同艦は自艦の艦尾を通過するので安全であると即断してじ後「竜田」の行動に注意を払わなかったか、あるいは
- 最初から「竜田」の行動に注意を払わなかったか

この何れかの状況のもとに、おおむね「見島」に向首して（注：演習命令においては潜水艦の第 1 の攻撃目標は敵輸送船すなわち「見島」となっている。）、前部の潜望鏡のみで「見島」を注視しつつ潜航中、左舷至近の距離に突然「竜田」の艦首を認めたので直ちに潜望鏡を旋回してこれを確かめ、同時に衝突回避のため「取舵一杯」を令し、回頭のみでは衝突の避けられないのを感じて「深さ 50 呎」を令したものの時すでに遅く、縦舵は未だ舵効を示すに至らず、水平舵は操舵に、潜望鏡は下ぐるに暇なく、ついに衝突するに至ったものと認める。沈没の致命傷である司令塔ハッチの「コーシング」は変形し、同ハッチは半開きの状態となり、また第 1 潜望鏡の保持基は司令塔上部の取付部に間げきを生じたため、海水はこれ等両所から司令塔を経て発令所に浸入し、48 潜水艦は「竜田」の左舷艦底に圧せられ、左に大傾斜をなしつつ沈没したものとされる。当時発令所の浸水はきわめて急激であり、しかも激動とともに左舷に大傾斜したため、適切な処置をとる暇もなかったものと認める。沈没後艦内では、仮閉鎖の状態にあった各防水扉を緊締したものの、海水は電らん貫通部、防水扉の間げきから浸入した。ことに発令所から前部に至る通風管は、発令所、電信室間の「スルースバルブ」全開のままであったため、発令所の浸水はこれから前部の各室を満水させ、満水時間を機械室後方より早からしめたものである。

発令所およびその前部各室の電灯は 1000 頃消滅し兵員室の浸水増加に伴い、多量のクロールンガスを発生し、これと同時に電池短絡による大電流のため諸導体を甚だしく熱せられ、かつ海水の電解熱も相当に発生して、兵員室内の圧力はこれ等諸ガスの蓄積により漸時上昇し、1304 頃緊鎖した兵員室のハッチは内方から押し開かれ、海水は同室に浸入して多量の気泡を放出した。その後艦内との連絡によれば、衝突時発令所に在った艦長以下 13 名は、その直後急激な浸水により救難の処置を施す暇もなく溺死し、発射管室に避難した 14 名は 1900 頃浸水と窒息により死亡し、機械室の配員小川機関大尉以下 19 名は 2045 頃同じく浸水と窒息により死亡したものと認められる。

イ 原因

㊦) 第 48 潜水艦長は当時おう盛なる攻撃精神のもとに「見島」の襲撃に専念し、その側方に行動した「竜田」が、最後の変針前の針路を持続すれば同艦は自艦の艦尾をかかわるのでも早衝突の危険なしと信じじ後同艦の行動に対し注意を欠いたか、あるいは最初から「竜田」の行動に対し注意を払わなかったものと認める。

㊧) 演習中潜水隊司令は、水中信号機を使用し各艦の連絡に努めたところ、散開線配備の外側に位置した 41、42 潜水艦はしばしば通信し得たにもかかわらず、48 潜水艦は初期に 41 潜水艦と 1~2 回応答したのみでじ後連絡なかったことにかんがみ、同艦は敵情判断ならびに水

HP『海軍砲術学校』公開史料

— 14 —

中信号機の使用に欠けるところがあったか、もしくは同機に故障を生じたものと認められる。

㊦) 43潜水艦長は、演習に際し乙軍の行動につき潜水隊司令から訓示を受け、かつ演習の構成から「竜田」の行動は当然念頭に置くべきであったにもかかわらず、また襲撃に際しては潜望鏡を旋回（四回）の状況を観察し、あるいは水中聴音機により乙軍の動静を測定し、攻撃と同時に保安についても最注意周到なるを要するにもかかわらず、適当なる注意を欠き、処置その機を失したるため「竜田」と接近し衝突をじゃく起するに至ったものである。

ウ 責 任

㊦) 潜航中の潜水艦と水上艦における衝突予防については、主として相手認識の可能性大なる潜水艦から衝突回避の行動をとるべきである。

㊧) この種対抗演習においてはその性質上、対抗運動と保安の関係きわめて機微にわたり、従って操艦者に要求されること甚大なるものがあると、水中信号機に故障を生じた疑いあることは同艦艦長に対し大いに了とすところなるも、艦の保安に関し周到を欠き、また沈没予防の処置適当を得ざりしたため本件衝突沈没をじゃく起したものである。

注1：本艦は1月後「知床」により引き揚げられ、遺体は収容されて艦は軍籍から除かれた。

注2：本沈没事件後、査問委員長から佐世保鎮守府司令長官に長文の意見書が提出された。これは、当時の潜水艦が保有する問題点並びにこれが対策を論じ、将来の潜水艦の進歩発展のための意見を述べたものである。当時から隔たること40有余年の今日といえども、今なお貴重な教訓を多多含む好資料と思われるので、別紙第2に全文を掲げる。